

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月10日(月)午後1時30分から午後1時50分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	14番	福 嶋	求仁子
委 員	1番	平 山	和 敬
”	2番	清 原	啓 喜
”	3番	上 野	育 夫
”	4番	平 野	昭 代
”	5番	高 島	一 久
”	6番	村 上	幸 記
”	7番	長 野	昌 治
”	8番	齋 藤	典 夫
”	10番	城	英 夫
”	11番	青 木	恵 夫
”	12番	岡 田	政 広
”	13番	坂 口	正 子

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和7年2月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、こんにちは。寒さが続いています。今週末くらいから気温が上がってくるといふことで、春が迎えられるといいかと思ひます。1月30日に農地利用最適化推進ブロック別研修会が開催されまして、ご参加いただきました委員の方は大変ありがとうございました。私たちが残すところ2か月余りになりましたけれども、この間に地域計画づくりはどのように進んでいるのかといふことで、来月に農政課より状況報告をしていただくところです。昨日開催されましたブロック別研修会の講演の中で澤畑先生が最後におっしゃられた言葉が、「皆さんのまちをより元気にするのは、皆さんです。できるかできないかではなく、やるかやらないかです。何を残して、何を手放して、何を新たに作るのか、皆さん一緒に考えてみましょう」といふふうにおっしゃられました。それぞれの地域を本当によくしていくためには、一人一人が地元のために働くことが大切であると思ひました。残すところ2か月余りになりましたが、農業委員会が終わりました後も、農業委員として働いていた時期を思い出しながら地域の計画にはご協力いただければうれしく思ひます。この後の総会はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員13名全員がご出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、8番 齋藤委員、10番 城委員を指名しますのでよろしくお願ひいたします。

—————○—————

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員3番 上野委員、8番 齋藤委員、推進委員7番 澤田委員11番 酒井委員、以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。
所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。図の右部分、大津植木線の北側に位置する農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで田として利用しており、許可後は米を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員7番、澤田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員7番（澤田清君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。

1月31日の午前9時頃、私と斎藤委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は規模拡大のための売買です。

申請地付近に申請人の耕作地があるため効率よく作業を行うことができます。

許可後は水田として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1

号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋求仁子君) 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。使用貸借権番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間の使用貸借権設定です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、下群コミュニティセンターの南東側、群山の西に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。

次の9ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借にて父より借受け、個人住宅を建設する計画です。

10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、申請地は約6.6aの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の3番 上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(上野育夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和7年1月31日の午前、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側は農地に接しておりますが、申請者である貸人の農地であり周囲には地先境界ブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書3ページをお開きください。

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の4ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の2月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の5ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に6ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は107,062㎡です。

次の8ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は24件です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、飼料作物	10年	15,000円
番号 2、賃借権、麦・粟	10年	10,000円（2筆）
番号 3、使用貸借、スイカ	10年	0円（8筆）
番号 4、使用貸借、ぶどう・w c s等	10年	0円（7筆）
番号 5、賃借権、スイカ	5年	20,000円
番号 6、賃借権、たばこ	5年	15,000円
番号 7、賃借権、芝	5年	25,000円
番号 8、賃借権、w c s	5年	15,000円

番号 9、賃借権、芝	5年	25,000円
番号 10、賃借権、イタリソ	5年	15,000円
番号 11、賃借権、飼料作物	5年	15,000円 (3筆)
番号 12、賃借権、飼料作物	5年	15,000円 (6筆)
番号 13、賃借権、飼料作物	1年	15,000円
番号 14、賃借権、水稲	1年	18,000円
番号 15、賃借権、野菜	30年	15,000円
番号 16、賃借権、甘藷	10年	9,700~11,300円 (2筆)
番号 17、賃借権、飼料作物	10年	21,000円 (2筆)
番号 18、賃借権、飼料作物	10年	21,000円 (5筆)
番号 19、賃借権、w c s	5~10年	20,000円 (3筆)
番号 20、賃借権、水稲	5年	20,000円
番号 21、賃借権、w c s	5年	15,000円
番号 22、賃借権、w c s	5年	15,000円
番号 23、賃借権、モリンガ	5年	29,000円 (2筆)
番号 24、賃借権、米	5年	20,000円

次は中間管理機構を通じた貸し借りについて説明いたします。

議案書 12 ページをご覧ください。件数は 1 件です。

利用権の種類、利用内容、期間、10a あたりの賃借料の順に説明いたします。

番号 1 番、賃借権、利用内容は水田、利用期間は 5 年、賃借料は 29,878 円です。

次の 13 ページをご覧ください。所有権移転です。4 件あります。

以上第 3 号議案は農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 3 件 18,366 m²でございます。

内契約予定件数が 3 件 18,366 m²でございます。

内契約無しが 0 件 0 m²でございます。

今回の 3 件すべて次の契約が予定してあります。

これで第 3 号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第 3 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書14ページをお開きください。

使用貸借権希望が2件あっております。使用貸借権希望番号1と2のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1と2の申請地の場所ですが、15ページをお開きください。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、ユーパレス弁天の南東側及び合志市中央運動公園の南に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、番号1と2の所有者が耕作や管理することができないため、無償でもいいからと耕作してくれる方を探していらっしゃいます。番号1と2の所有者は兄弟で農地の境界は不明ですが、一枚ものとして使用して欲しいとあっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります高島委員、坂口委員、緒方推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に一括で説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の16ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用4条届出につきましては3件の届出がっております。

まず番号1です。場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。西合志東保育園の西側に位置する農地です。里道拡幅のための転用です。

次に番号2です。場所を説明します。議案書18ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。須屋市民センターの北側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

次に番号3です。場所を説明します。議案書19ページをお開きください。こちらが番号3の届出地になります。御代志駅の南側に位置する農地です。商業施設用地への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に一括で説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の20ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては2件の届出がっております。

まず番号1の場所を説明します。議案書の21ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。黒石公園の南東側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

次に番号2です。場所を説明します。議案書の22ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。西合志南小学校の東側に位置する農地です。駐車場への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報告、転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

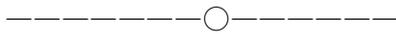
（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 以上をもちまして、「令和7年2月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。



閉 会 午後1時50分